

2024.03.01

ESG リスクトピックス <2023 年度第 12 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

今月のトピックス

<GX>

○経済産業省、GX 実現に向け、「分野別投資戦略」を発表

（参考情報：2023 年 12 月 22 日付 経済産業省 HP

<https://www.meti.go.jp/press/2023/12/20231222005/20231222005.html>

2024 年 1 月 16 日付 経済産業省 HP

<https://www.meti.go.jp/press/2023/01/20240116002/20240116002.html>

2023 年 12 月 15 日、経済産業省（経産省）はグリーントランスフォーメーション（GX）実行会議を開催し、GX 実現に向けた投資促進策を具体化する「分野別投資戦略」を発表した。

昨年 2 月に閣議決定された GX 基本方針の参考資料において 22 分野における方向性が示されているが、今回発表された「分野別投資戦略」は、これら 22 分野を 16 分野に再編成した上で、それぞれの投資戦略を取りまとめたものである。本戦略は各重点分野について実施した「GX 実現に向けた専門家ワーキンググループ*」での議論に基づいた内容となっている。これにより、GX 経済移行債で調達される資金の実質的な使い道が示されたことになる。

「分野別投資戦略」では、民間企業のみでは投資判断が困難な事業を対象とすることや、国内の産業競争力強化、経済成長、排出削減のいずれにおいても大きく寄与する事業を支援の対象とすることが、「投資促進策」の基本条件として挙げられている。また、「投資促進策」の具体化に向けた方針として、温室効果ガス（GHG）排出量の多い部門を重視し、エネルギー転換部門（発電等）や鉄鋼・化学等の産業部門、家庭、運輸、教育施設等の業務部門での排出削減技術への投資を促進することを示した。

これらの基本原則を踏まえて、経産省は下表のとおり、各 16 分野についての GX の方向性と「投資促進策」を取りまとめた。2024 年以降は総額 2.4 兆円の支援予算を組む計画となっている。

また、税制措置として、「戦略分野国内生産促進税制（仮称）**」が設けられる。総事業費が大きく、特に生産段階でのコストが高い事業（電気自動車、グリーンスチール、グリーンケミカル、持続可能な航空燃料（SAF）、半導体の一部等）を対象とした税額控除措置の導入を決めており、初期投資だけでなく、生産段階でのコストの一部を税制により支援する内容となった。

財源としては、GX 経済移行債に加えて、カーボンプライシング（CP）の導入も計画されている。CP 制度では、早期に GX に取り組むことで将来における負担が軽減される仕組みを設ける計画であり、意欲ある企業の GX 投資を促す狙いだ。

また、「分野別投資戦略」の支援対象となる企業には、GX に関する相応のコミットメントとして、GX リーグへの参画等を通じた自社およびサプライチェーンでの排出削減など、国内全体に寄与する GX 推進が求められている。2024 年 1 月 16 日に、経済産業省は GX リーグ Web サイト***において、「GX ダッシュボード****」を開設し、参画企業各社の排出削減目標やサプライチ

ーション上での削減取り組み状況を公表した。さらに来年度以降、排出量の実績等の公表を予定している。

【表】GX 経済移行債による投資促進策（案）

大分類	分野	官民投資額	GX 移行債による主な投資促進策	2024 年度以降の支援額*
製造業	鉄鋼	3 兆円～	・製造プロセス転換に向けた設備投資支援（革新電炉、分解炉熱源のアンモニア化、ケミカルリサイクル、バイオケミカル、CCUS****、バイオリアイナリー等への転換）	5 年：4,844 億円
	化学	3 兆円～		
	紙パルプ	1 兆円～		
	セメント	1 兆円～		
運輸	自動車	34 兆円～	・電動車（乗用車・電動車）の導入支援	
	蓄電池	7 兆円～	・生産設備導入支援	2,300 億円
			・定置用蓄電池導入支援	3 年：400 億円
	航空機	4 兆円～	・次世代航空機のコア技術開発	
	SAF	1 兆円～	・SAF 製造・サプライチェーン整備支援	5 年：3,368 億円
船舶	3 兆円～	・ゼロエミッション船等生産設備導入支援	5 年：600 億円	
くらし等	くらし	14 兆円～	・家庭の断熱窓の改修 ・高効率給湯器の導入 ・商業・教育施設等の建築物の改修支援	
	資源循環	2 兆円～	・循環型ビジネスモデル構築支援	3 年：300 億円
	半導体	12 兆円～	・パワー半導体等の生産設備導入支援 ・AI 半導体、光電融合等の技術開発支援	
エネルギー	水素等	7 兆円～	・既存原燃料との価格差に着目した支援 ・水素等の供給拠点の整備	5 年：4,570 億円
	次世代再エネ	31 兆円～	・ペロブスカイト太陽電池、浮体式養生風力、水電解装置のサプライチェーン構築支援と、ペロブスカイトの導入支援	5 年：4,212 億円
	原子力	1 兆円～	・次世代革新炉の開発・建設	3 年：1,641 億円
	CCS	4 兆円～	・CCS*****バリューチェーン構築のための支援（適地の開発等）	
分野横断的措置			・中小企業を含め省エネ補助金による投資促進等 ・ディープテック・スタートアップ育成支援 ・GI 基金*****等による研究開発 ・GX 実装に向けた GX 機構による金融支援 ・地域脱炭素交付金（自営線マイクログリッド等）	410 億円 1,200 億円 60 億円
税制措置			・グリーンスチール、グリーンケミカル、SAF、EV 等の生産量等に応じた税額控除を新たに創設	

出典：経済産業省「分野別投資戦略」（一部抜粋）**

※支援額について、2022～2023 年度に措置済みで、2024 年度以降の支援予定が組まれていない分野については、空欄となっている。

本戦略によってわが国の GX のさらなる加速が期待される一方、NGO からは本戦略が化石燃料からの転換という観点で不十分であるとの批判もある。例えば WWF ジャパンは 2023 年 12 月 26 日に声明を発表し、COP28 での議論や合意も踏まえて、「既存の再エネ技術の普及も投資支援の中核に据える」、「2030 年までの石炭火発の廃止計画を早急に策定し、それと矛盾しない投資支援策とする」という 2 つの改善点を挙げた*****。

COP28 で初めて実施された「グローバル・ストックテイク (GST)」では、各国の 2030 年目標が実現したとしても、パリ協定の目標達成は困難であり、緊急の行動が必要とされた。各国は GST を踏まえて、より野心的な 2035 年目標の設定が求められている。また米国や EU も GX に巨額の投資を行っており、企業は国内の GX 政策だけでなくグローバルな政策動向も見据えて、行動する必要がある。

- * 内閣官房 HP <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/senmonka_wg/index.html>
- ** 経産省 HP <<https://www.meti.go.jp/press/2023/12/20231222005/20231222005-00.pdf>>
- *** GX リーグ公式 WEB サイト <<https://gx-league.go.jp/>>
- **** GX ダッシュボード <<https://dashboard.gx-league.go.jp/>>
- ***** Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage の略称。二酸化炭素の回収・利用・貯留を意味する。
- ***** Carbon dioxide Capture and Storage の略称。二酸化炭素回収・貯留を意味する。
- ***** グリーンイノベーション基金の略称。
- ***** WWF 声明 <<https://www.wwf.or.jp/activities/statement/5517.html>>

<気候変動>

ONGFS が中央銀行・監督当局向けに、自然関連シナリオ開発の技術文書を公表

(参考情報： 2023 年 12 月 13 日付 NGFS HP

<https://www.ngfs.net/en/communique-de-presse/ngfs-publishes-technical-document-providing-recommendations-development-nature-related-scenarios>)

気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク (NGFS : Network for Greening the Financial System) は 12 月 13 日に、中央銀行・監督当局向けに、自然関連シナリオの開発における推奨事項等をまとめた技術文書を発行した。NGFS は 9 月に、自然関連リスクに関連する中央銀行・監督当局の行動指針となる概念的枠組みを公表しており*、本技術文書はその具体的分析プロセスの構想を提案するものである。ただし、プロセス全体を通して、自然関連リスクの評価における統計モデルやデータの収集可能性は依然として発展途上であり、今後も継続的なデータの入手可能性に関する議論の実施や経済モデルを改良すべきとしている。

気候変動とは異なり、自然の変化は地域固有の要素が大きく、金融リスクを評価する場合は地域固有の環境変化をシナリオに織り込まなければならない。一方、経済・金融システムはマクロ的であるために地球規模の視点が必要となる。自然関連リスクを適切に評価するためには、この「地域-地球規模間のトレードオフ」を克服する必要がある。

自然関連リスクの評価は、「①物理的リスクと移行リスクの発生源の特定」「②特定された発生源からもたらされる経済リスクの評価」「③金融システムとの相互影響および金融システム内のリスク評価」の 3 段階で構成される。技術文書においては、①と②について、いくつかの手法や評価のステップ、昆明・モンテリオール生物多様性枠組 (GBF) 等の既存の枠組みのレビューを踏まえて、移行政策シナリオの適用可能性を検討している。しかし、地域固有の生物関連指標データや政策に関するシナリオデータの不足、既存の経済モデルでは長期的な自然関連リスクの評価は困難であることなどを課題として挙げている。

一方、ステップ③で評価されたリスクについて、多地域産業関連表 (MRIO) **を用いた、金融システムへの短期的な影響を評価する方法が示されている。産業関連表は財やサービスの生産に必要な直接・間接の資源投入量に関して、国や産業部門間の経済的依存度を定量的に把握することができる。これにより、依存する国や産業部門における自然関連リスクの変化が、どのように波及するかを推定することが可能となる。本技術文書では、実際に「フランスの深刻な干ば

つ、「EU が突然、ブラジル産森林伐採製品の禁輸政策を実施」の2つのケースを想定して、分析を試みている。

ただし、産業連関表による評価についても、生産係数が固定されていることや、各業種の技術的变化は把握できないことから経済構造の変化を考慮しない静的かつ短期的な分析に留まり、動的かつ長期的な金融システムへの影響は推定が難しい。

自然は様々な要素が複雑に相関しているため、IPCC に代表されるような気候変動における世界共通の将来シナリオを設定することは困難であり、自然関連リスク評価は気候変動の場合に比べて難易度が高くなっている。特に、長期的な影響の把握は困難を極めており、NGFS を含む国際機関や政府機関のさらなる検討が必要である。しかしシナリオ分析に際して定量的なマクロ経済データが必須となる金融当局、さらには金融機関に比べて、企業は定性的なシナリオ分析から試行することが可能である。公的機関からの定量的シナリオの提供を待つだけでなく、入手可能なデータを用いて積極的にシナリオ分析にチャレンジすることが期待される。

* <https://www.ngfs.net/en/communique-de-presse/ngfs-publishes-conceptual-framework-nature-related-financial-risks-launch-event-paris>

** ある1つの産業部門は、他の産業部門から原材料や燃料などを購入し、これを加工して別の財・サービスを生産し、さらにそれを別の産業部門に対して販売する。このような、産業部門間で取引される財・サービスの連鎖的なつながりを行列形式で表現したものを産業連関表と言う。MRIO においては、複数地域間における産業部門のつながりを表現することができる。

<人権>

○「指導原則」に基づく取り組み実施は会員企業の7割超、3年で倍増、経団連アンケート

(参考情報：2024年1月16日付 経団連 HP：<https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/005.html>)

経団連は1月16日、企業行動憲章アンケートの結果を発表した。それによると、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき取り組みを進めているとの回答が76%だった。2020年前回調査の36%から倍増した。従業員5,000人以上の企業では、進めているとの回答が95%に達した。一方で、500人未満の企業では3割程度にとどまり、100人未満では1割だった。

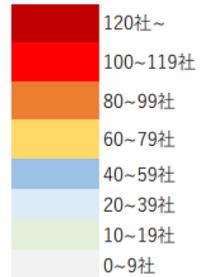
企業行動憲章のうち、今後3年間で最も重視する項目でも、「人権デュー・ディリジェンス(DD)の適切な実施」が前回調査から20ポイントの増加。上げ幅で最大の「GXの推進」(21ポイント)に次いだ。企業経営においてサステナビリティ課題が重視される傾向が裏付けられた。

併せて、人権取り組みを進める企業(203社)による人権侵害リスクのアセスメント結果を集計した。それによると、重要度が高いと認識するリスクは、「職場におけるハラスメント」、「職業上の安全健康(安全衛生)」、「過重労働」の順で、いずれも回答企業の過半数が挙げた(図1参照)。これらの結果を踏まえて、経団連は、自社の従業員といった特定の対象だけでなく、外国人労働者や女性、LGBTQ、障がい者、非正規労働者といった「幅広いライツホルダーを認識して人権の負の影響に対処する、という行動が広がりつつある」と評価した。

また、「指導原則」にもとづいた取り組みを進める上での課題として、最も多かったのは、「サプライチェーンでの課題の特定」で、76%が回答した。

図1：「重要度が高いと認識する人権侵害リスク」

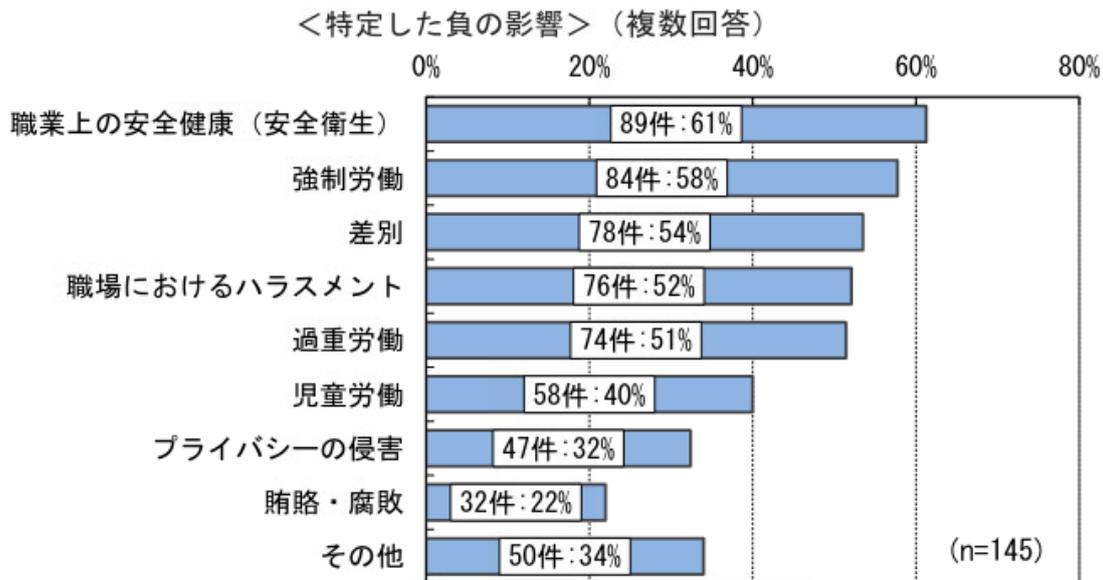
	人権への負の影響										回答した企業社数 ア〜コのいずれかを 回答した企業社数	
	(ア) 職業上の安全健康 (安全衛生)	(イ) 強制労働	(ロ) 児童労働	(ハ) 過重労働	(ニ) 差別	(ホ) 職場における ハラスメント	(ヘ) 侵害 プライバシーの 侵害	(セ) 結社の自由	(ケ) 賄賂・腐敗	(コ) その他		
A群	①自社・自グループの従業員	129	52	36	115	98	138	69	60	53	11	152
	②取引先（川上）の従業員	105	98	94	89	74	75	44	52	52	21	125
	③取引先（川下）の従業員	72	52	42	69	52	54	34	28	37	12	93
	④消費者・生活者	15	6	6	5	38	9	51	4	11	23	77
B群	⑤女性	51	16	11	24	92	103	27	14	9	6	116
	⑥LGBTQ	32	9	7	15	92	87	34	11	8	6	105
	⑦高齢者	41	8	5	19	55	41	23	10	7	7	79
	⑧子ども（未成年者を含む）	24	30	75	15	23	13	16	7	6	6	84
	⑨障害者	53	13	8	22	92	70	33	13	8	5	105
	⑩先住民・少数民族	19	22	17	18	44	26	19	11	10	25	66
	⑪外国人労働者（移民労働者や技能実習生、留学生を含む）	78	80	34	70	88	77	34	28	14	12	110
	⑫外国人（生活者、消費者）	15	9	4	8	45	17	19	4	5	7	54
	⑬非標準的雇用労働者（非正規雇用労働者）	60	33	17	50	64	63	29	21	11	7	84
	⑭その他	5	3	1	4	5	6	2	2	3	5	11
①〜⑭のいずれかを回答した企業社数		142	119	106	133	129	146	97	77	67	46	
⑮わからない										22		
⑯ない										5		



【出典】経団連「第3回企業行動憲章に関するアンケート結果」

一方、アンケートの一部回答をまとめた「国内外のサプライチェーン上における人権デューデリジェンスの取組事例集」も公表。サプライチェーン上で特定した人権への「負の影響」では、「職業上の安全健康（安全衛生）」（61%）が最も多く、「強制労働」「差別」と続いた（図2参照）。

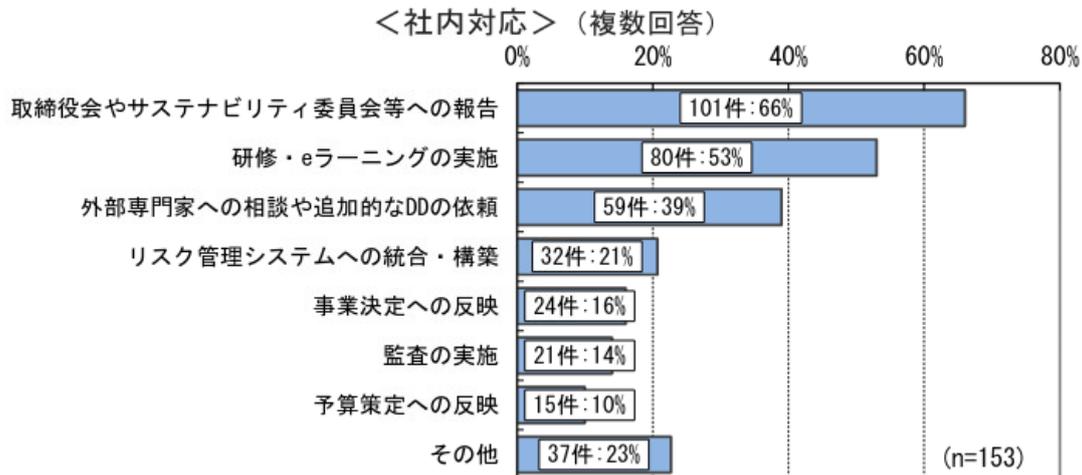
図2：特定した負の影響



【出典】国内外のサプライチェーン上での人権デューデリジェンスの取組事例集

負の影響を特定した後の社内対応としては、「取締役会やサステナビリティ委員会等への報告」が最も多く、「研修・eラーニングの実施」「外部専門家への相談や追加的なDDの依頼」の順だった（図3参照）。

図3：負の影響を特定した後の社内対応



【出典】図2に同じ

さらに、取り組み内容の社外開示状況では、「自社ホームページが最多で67%、統合報告書47%、サステナビリティ報告書41%の順だった。一方で、「公開していない」が18%、「有価証券報告書」での開示は10%に留まった。

＜リスクマネジメント＞

○2024年の日本経済、「リスクは海外に」 経済協力開発機構が報告書

（参考情報：2024年1月11日付 経済協力開発機構 HP

<https://www.oecd.org/economy/japan-economic-snapshot/>

経済協力開発機構（OECD）は1月11日、2024年の日本経済について課題や提言をまとめた「対日経済審査報告書2024」を公表した。国内経済が下振れするリスクは「主に海外に存在する」とし、世界経済の見通しや地政学的な緊張などが大きな懸念材料であると分析。「ショックに対する強靭さを高めることが重要だ」と訴えた。

報告書は、新型コロナウイルス禍からの経済回復は勢いを失いつつあり、海外に多くのリスクが存在することから、経済成長の原動力は内需になるとみている。国内経済の成長力や生産性を高めるためには、イノベーションの促進とスタートアップ（新興企業）のインセンティブ（動機付け）が鍵となると分析。資金調達を容易にするなど、スタートアップの資本環境を改善することが有効だと提言している。

国内に目を向けると、少子高齢化による人口減少が進み、労働力の確保が企業にとって重要な課題となっている。報告書では、現在の出生率が続けば2060年までに日本の人口は約4分の1減少するとの予測に触れ、「逆風を抑えるには多角的な改革が必要だ」とし、男性の育児休暇取

得を促進することや、ワークライフバランスの改善を進めることで、出生率が改善する可能性があると呼びかけた。また、年金の支給開始年齢の引き上げとリスクリング施策を並行して進めることで高齢者の労働を促したり、外国人労働者の雇用を広げたりすることも必要だとしている。

近年、サプライチェーンの国際化や複雑化が進んだことで、海外のリスクはすべての企業にとって「対岸の火事」ではなくなっている。地政学的な緊張や原材料の争奪戦などの影響が、思いもよらぬ形で顕在化する可能性もある。企業は海外のリスクが無関係だと決め込むことなく、自社にどんな影響を与えるかを常に考え、注視していくことが求められる。

<リスクマネジメント>

○アリアンツが 2024 年版の主要ビジネスリスクに関する報告書を公表 サイバーリスクが 3 年連続 1 位に

(参考：アリアンツ HP)

<https://commercial.allianz.com/news-and-insights/reports/allianz-risk-barometer.html>

独保険会社グループのアリアンツは 1 月 16 日、主要なビジネスリスクに関する報告書「アリアンツ・リスクバロメーター」2024 年版を公表した。92 カ国・地域のアリアンツの顧客企業、ブローカー、アリアンツグループの法人保険部門のリスクコンサルタントなどリスクマネジメントの専門家 3,069 人を対象とした年次リスク調査をふまえて作成されており、サイバーインシデントが 3 年連続で 1 位となった。

報告書では各国における上位リスクも示しており、日本は前年と同様サイバーインシデント、自然災害、事業中断が上位 3 リスクとなった。

■主要な世界のビジネスリスク

2024 年順位 (ポイント)	リスク	前年順位 (ポイント)
1 位 (36%)	サイバーインシデント	1 位 (34%)
2 位 (31%)	事業中断	2 位 (34%)
3 位 (26%)	自然災害	6 位 (19%)
4 位 (19%)	法規制の変化	5 位 (19%)
5 位 (19%)	マクロ経済の動向	3 位 (25%)
6 位 (19%)	火災・爆発	9 位 (14%)
7 位 (18%)	気候変動	7 位 (17%)
8 位 (14%)	政治的リスクと暴力	10 位 (13%)
9 位 (13%)	市場動向	11 位 (11%)
10 位 (12%)	熟練労働力の不足	8 位 (14%)

「アリアンツ・リスクバロメーター」2024 年版を基に弊社で作成

1 位のサイバーインシデントについて、AI の導入によるサイバー攻撃の加速や、モバイルデバイスの脆弱性をターゲットとした攻撃が懸念されている。特に AI の導入については、攻撃手段の巧妙化が進むことに加えて、攻撃に活用可能な技術・ツールがオンラインで低価格で提供されることで、熟練度の低い攻撃者であっても容易に新しい攻撃手段や既存攻撃手段のバリエーショ

ンを生成可能になっていると報告書は指摘している。

また、特に危惧されるサイバー攻撃として、データ侵害に次いで、重要インフラ・物理的資産に対するサイバー攻撃が挙げられている点も特徴的だ。地政学リスクの激動、デジタル機器への依存が強まる中、自社の保有する情報の奪取のみならず、サイバー攻撃による重要インフラの停止およびそれらによる事業中断の可能性も高まっている。

自然災害、火災・爆発といった従来型のリスクも前年報告書から順位を上げている。これらのリスクは、サイバーインシデントに次いで企業が懸念している事業中断の原因にランクインしている。日本の企業においては大規模地震への懸念や、年々激甚化している風水害の状況を踏まえて、自然災害リスクが強く認識されている。そのため、事業継続計画の策定、サプライチェーンの見直し等、様々な対策が自然災害リスクを中心に進められているが、火災・爆発リスクも過小評価することなく、併せて対応することが重要となる。

また、保護主義の高まりや地政学的環境の不安定さを受けて、法規制の変化や政治的リスクも順位を上げる結果となった。特に 2024 年は世界各国で選挙の実施が予定されており、その結果が与える影響にも注目が必要である。

報告書でも言及されているとおり、昨今、技術的、社会的、地政学的な変化のペースが速まっており、企業を取り巻く重要なリスクは相互に、密接に関係するようになってきている。このような変化が激しく、複雑化するリスクに対応するためには、より積極的かつ包括的なリスクマネジメントが必要となる。環境変化を踏まえたリスク分析・評価を行い、リスクの実態を適切に捉えることがポイントとなるだろう。

<サイバー>

〇AI は「ほぼ間違いなく」サイバー攻撃を激化させる 英国 NCSC が調査結果を公開

(参考情報：2024 年 1 月 24 日「The near-term impact of AI on the cyber threat」

<https://www.ncsc.gov.uk/report/impact-of-ai-on-cyber-threat>)

英国国家サイバーセキュリティセンター（以下、NCSC）は、AI のサイバー攻撃への活用可能性と攻撃の脅威を分析した調査結果を公開した。調査結果によると、今後 2 年間で AI はサイバー攻撃の量を増加させ、影響力を高めることは「ほぼ間違いなく (almost certainly)」と結論付けた。全てのサイバー攻撃者は、程度に差はあれ、既に AI を活用しているとされ、攻撃の増加および巧妙化が懸念される。

本調査では、AI 活用による能力向上の程度を攻撃者の能力毎に整理しており、低スキルの攻撃者は AI を活用することで偵察能力やフィッシング能力を著しく高めるとされる。たとえば、企業情報や役員情報など、攻撃に利活用できる情報を効率的に収集できるようになるため、文法や内容に違和感が無い「自然な」フィッシングメールも容易に作成できてしまう。また、AI がサイバー攻撃に活用されることで、サイバー攻撃への参入障壁が低下し、初心者ハッカーやハクティビスト*達の自己満足や自己主張の手段として気軽にサイバー攻撃が行われてしまう可能性が危惧される。NCSC は低スキルの攻撃者によるランサムウェア攻撃が増加する可能性について警鐘を鳴らしており**、基本的な対策が進んでいない企業が標的となるリスクが高まっている。

また、既存の攻撃技術と AI を組み合わせることで、より効率的な脆弱性の分析やマルウェアの開発、侵入後のラテラルムーブメント***が可能となる。これらの用途への AI の活用は既存の

攻撃技術と AI 活用の両方で高いスキルが求められ、現時点では活用は限定的とされる。一方、攻撃能力の向上や、AI を活用した汎用的な攻撃ツールの普及は、今後「ほぼ間違いなく」進むと分析されており、動向を注視する必要がある。

	非常に優れた能力を持つ国家的な攻撃者	国家的または組織的な攻撃者	場当たりの低能力の攻撃者
偵察能力	中程度の上昇	中程度の上昇	上昇
ソーシャルエンジニアリングやフィッシング能力	上昇	上昇	低能力から著しい上昇
マルウェアの性能	上昇が予想される	わずかな上昇	低能力から中程度の上昇
ラテラルムーブメント	わずかな上昇	わずかな上昇	上昇なし
データ盗取能力	上昇	上昇	上昇
示唆	高度なマルウェアの生成に AI を活用する等、高度なサイバー攻撃に転用可能となる。	攻撃能力の多くが上昇する。また、低能力の攻撃者に AI 対応ツールを普及させる。	AI を活用することで参入障壁が低くなり、フィッシング等の成功数が増加する。

出典：NCSC「The near-term impact of AI on the cyber threat」をもとに弊社にて作成

世界経済フォーラム・グローバルリスク報告書 2024 年版では短期的・長期的なリスクの両方に AI に関連したリスクがランクインしている。国内では、情報セキュリティ監査人が 2024 年注意すべきテーマを挙げた「情報セキュリティ十大トレンド」****の 1 位に「生成 AI の悪用と誤用により増加するセキュリティ事故」が挙がっており、AI の普及によってさらに高まるサイバーリスクは、もはや避けられない経営リスクの一つである。変化が激しいサイバーリスクに対して、場当たりの対応は限界があり、セキュリティ担当者の疲弊を生みかねない。そのため、経営自らが自社のセキュリティ方針・戦略の策定に積極的に関与し、ビジネス上の目標と自社のセキュリティ目標を合致させた、しなやかなサイバーリスク対応体制の構築が望まれる。

*社会的・政治的な主張を目的としたハッキング活動を行う者。

**Global ransomware threat expected to rise with AI, NCSC warns (2024 年 1 月 24 日公開)

<https://www.ncsc.gov.uk/news/global-ransomware-threat-expected-to-rise-with-ai>

***攻撃者がターゲット企業内に侵入後、感染の範囲を広げることを指す。

****監査人の警鐘- 2024 年 情報セキュリティ十大トレンド (2024 年 1 月 9 日公開)

https://www.jasa.jp/seminar/sec_trend2024/

<コンプライアンス>

○公取委が独禁法遵守のためのガイドを公表、モデルケースや好取組事例を紹介

(参考情報：公正取引委員会 HP :

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/231221compliance.html>)

公正取引委員会は 2023 年 12 月 21 日、企業が独占禁止法（以下、独禁法）に違反するリスクやそれを未然防止するための仕組み・取り組みについて、構成要素や留意点等を整理した「実効

的な独禁法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイドーカルテル・談合への対応を中心としてー」を公表した。

過去の実態調査等の結果や、各国・地域競争当局等が公表している同様のガイド等を参考に作成した。独禁法の遵守に関する企業の取り組みを具体的に支援するツールの公表は、今回が初となる。公正な競争が自律的に行われる環境を実現すべく、個々の企業における独禁法コンプライアンスの推進を促す狙い。

本ガイドが示す同プログラムは、下図（全体像）のとおり4つの要素で構成される。柱となる「独占禁止法コンプライアンス全般」は、「違反行為を未然に防止するための具体的な施策」及び「違反行為を早期に発見し的確な対応を採るための具体的な施策」の取り組みの前提としてさらに5つの項目に細分される。具体的には、経営トップの関与（経営トップの本気度を社内外に明示すること等）やリスク評価と対応（違反リスクに応じた対応リソースの配分等）などがある。また、上記3つの要素について「プログラムの定期的な評価とアップデート」をすることが重要な構成要素として位置づけられている。

図 実効的な独禁法コンプライアンスプログラムの全体像



出典：公正取引委員会「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイド」から引用

本ガイドでは、上記プログラムの構成要素ごとに、好取り組み事例を紹介している。グローバル企業における事例も多く盛り込まれ、海外現地の法令理解やコミュニケーション面で、実効性に課題を認識する企業にとっても活用できる。

また、本ガイドはリソースを含めた自社の実情や独禁法の違反リスクに応じて取り組みの優先順位を検討し段階的に拡大していくことが重要であると、あらゆる企業に対して直ちに全てのプログラムを導入することを求めるものではないとしている。企業においては、本ガイドをもとに自社の取り組みの点検やコンプライアンスプログラムの整備・運用およびその強化に活かしていくことが望ましい。

<企業法務>

○2024年4月以降施行予定の企業活動に関わる法制度動向

2024年4月以降に施行が予定されている企業活動に関わる新規制定法・改正法について、運営体制の整備・見直しなど実務上の影響が顕著なものを下表にまとめる。

<2024年4月以降施行予定の企業活動に関わる主な法令等>

分野	法令等	主な制定・改正内容	対応のポイント	施行時期
労務管理	・労働基準法施行規則	・労働条件の明示 ・裁量労働制の本人同意等	・労働条件通知書等のフォーマットの見直し ・無期転換申込時のフローの見直し ・裁量労働制適用時のフローの見直し	2024年 4月1日
	・労働基準法 ・自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示） ・労働基準法施行規則	・特定事業・業務*における労働時間の上限規制の適用 ※工作物の建設の事業・自動車運転の業務・医業に従事する医師	・従業員への変更内容の周知 ・業務体制の見直し ・上限規制強化に伴う影響の顧客への説明	2024年 4月1日
	・厚生年金保険法 ・健康保険法	・51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入の義務化	・新たに加入対象者となる従業員への周知や意思確認 ・加入業務の計画策定	2024年 10月1日
	・労働安全衛生規則	・化学物質の管理者等選任の義務化	・化学物質の危険性や有害性を踏まえた管理体制の構築	2024年 4月1日
	・特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (新規制定)	・フリーランス・事業者間の取引適正化等	・業務委託の手続きフローの整備（委託先への禁止事項や支払期日の管理を含む） ・ハラスメント対応体制等の適切な就業環境の整備	2024年 11月までに施行
経理財務	・金融商品取引法	・四半期報告書の廃止等	・企業内容等の開示に関する内閣府令の改正を踏まえた必要十分な情報を適切に提供できる体制の構築	2024年 4月1日

分野	法令等	主な制定・改正内容	対応のポイント	施行時期
知的財産	・不当景品類及び不当表示防止法	<ul style="list-style-type: none"> ・確約手続*の導入 ・直罰の導入 ・割増課徴金額の適用等 	<ul style="list-style-type: none"> ・確約手続の対応体制（是正措置計画の検討主体・行政機関との対応窓口等）の整備 ・広告等における優良誤認表示防止のチェック体制の強化 	2024年11月までに施行
	・商標法	<ul style="list-style-type: none"> ・登録可能な商標の拡充等 	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の抱える知的財産の洗い出し ・商標登録の申請検討 	2024年4月1日
	・不正競争防止法	<ul style="list-style-type: none"> ①ブランド・デザイン等の保護強化 ・デジタル空間における模倣行為の禁止 ・営業秘密・限定提供データの保護範囲の整理等 	<ul style="list-style-type: none"> ①ブランド・デザイン等の保護強化 ・自社が提供しているデジタルコンテンツの管理体制の見直し ・営業秘密・限定提供データの管理体制の見直し 	2024年4月1日
		<ul style="list-style-type: none"> ②外国公務員贈賄の罰則強化 ・法定刑の引上げ ・処罰対象行為の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ②外国公務員贈賄の罰則強化 ・海外事業における贈賄防止対策の強化（現地外国人従業員への対象拡大等） 	
人権	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者による障害者への合理的配慮の提供の義務化 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府のガイドライン等を踏まえた想定事案への対応策の検討 	2024年4月1日
	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の法定雇用率の段階的引き上げ ・算定方法の見直等 	<ul style="list-style-type: none"> ・法定雇用率の段階的な引き上げを見据えた採用計画の立案 	2024年4月1日

（公開情報を基に MS&AD インターリスク総研にて整理）

上記の法令等は施行が迫っており、各企業においては、自社の対応状況を改めて確認の上、確実に対応することが求められる。

* 確約手続とは、違反疑いのある事業者が是正措置計画を作成・申請し行政機関の認定を受けた場合に行政処分が行われないこととなる手続き。

以上

MS & ADインターリスク総研株式会社では、事故や災害の予防・予知やリスクの原因を取り除き、リスクを軽減するソリューションを提供しています。企業・サプライチェーンを取り巻く複雑・多様化したリスク対策にご活用ください。

【洪水リスクファインダー】

全世界の将来気候も含めた洪水リスク評価が可能なSaaS型プラットフォーム。自社や取引先の拠点情報を登録するだけで、多様な気候シナリオに対する評価を主体にできるようになり、現在および将来における洪水リスクの全体像（洪水浸水深の変化や洪水による被害額など）を把握することができます。



【サイバーリスクファインダー】

企業のメールアドレスのドメインと会社名等の企業の基本情報でサイバーリスクを診断できるサービス。サイバー攻撃による被害想定額や、インターネット上に流出しているパスワード情報流出件数等のセキュリティ上の課題をまとめた診断レポートを毎月1回提供します。

コンピュータのソフトウェア等を診断し、対策が難しいとされる「ゼロデイアタック」に繋がるシステムの欠陥があれば、都度通知を行う機能もあり、緊急性の高いシステムの欠陥を適時把握することが可能となります。お客さまの相談窓口「セキュリティサポートデスク」を設置し、診断レポートをもとに、優先して対策を取るべき項目についてのオンライン相談を随時受け付けます。

初回診断は無料、詳しくは以下リンクをご覧ください。

<https://www.cyberscan.irric.co.jp/>

項目	平均的な被害想定額	10年以内の被害想定額
ランサムウェア	19,017,945 円	115,931,907 円
送金詐欺	9,219,531 円	60,695,171 円
情報漏洩・侵害	6,640,158 円	51,642,026 円

項目	件数	リスク
総数	1871 件	1901 件
危険なパスワード	0 件	292 件

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクコンサルティング本部

リスクマネジメント第三部

interrisk_csr@ms-ad-hd.com（危機管理・コンプライアンスグループ）

interrisk_erm@ms-ad-hd.com（統合リスクマネジメントグループ）

CyberRisk_irric@ms-ad-hd.com（サイバーリスクグループ）

リスクマネジメント第五部

kankyo@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第一グループ）

sustainability2@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第二グループ）

<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

<サイバーリスクグループ>

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

<サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD支援
- ◆ 自然資本（原材料調達、グリーンレジリエンス、TNFD支援）

<サステナビリティ第二グループ>

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2024